



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



■ システム認証事業本部

紛争鉱物 EU 規制及び EICC について

情報開示・透明性のトレンド

世界的に企業の社会責任に対する消費者や当局による情報開示要請が様々な分野に広がっています。そのような事業環境の中、企業としてはどの規制や法律に対し注意を払い、リソースを投入すればよいのでしょうか。

米ドッド・フランク法(Dodd-Frank Act)

現時点で市場に大きなインパクトがあるものとしては米国のドッド・フランク法があります。この法律は、いわゆるリーマンショックを引き起こした原因とされている米金融業界の緩い法規制状況の改善を意図したものです。伝統的にビジネス界に対して共和党よりも厳しい立場を取る民主党のオバマ政権は、規制強化に乗り出し、ドッド・フランク法という非常に多岐に渡る事柄を扱う法律を制定しました。

認証取得のメリット

道路交通事故による死傷者数減少への道筋となるだけでなく、組織の経済的損失(損害保険や労災事故に起因するコスト、ビジネス機会の損失)の回避・減少に向けた抜本的な改善に繋がります。また、重大な社会的損失の一因となる道路交通事故減少への真摯な取り組みを実証することにより、社会からの評価、ブランド価値向上にも繋がります。

The screenshot shows a page from the U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) website. On the left is a navigation menu with the following items: 'Dodd-Frank Spotlight Home', '***', 'Rulemaking', 'Advisers to Hedge Funds and other Private Funds', 'Asset-Backed Securities', and 'Clearing and Settlement'. The main content area is titled 'Specialized Corporate Disclosure' and contains the following text:

Background: Title XV of the *Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act* contains several specialized disclosure provisions. For example:

- Section 1502 requires persons to disclose annually whether any conflict minerals that are necessary to the functionality or production of a product of the person, as defined in the provision, originated in the Democratic Republic of the Congo or an adjoining country and, if so, to provide a report describing, among other matters, the measures taken to exercise due diligence on the source and chain of custody of those minerals, which must include an independent private sector audit of the report that is certified by the person filing the report. Certain aspects of this rulemaking will require consultation with other federal agencies, including the State Department, the Government Accountability Office, and the Commerce Department. Persons are not required to comply with these rules until their first full fiscal year after the date on which the Commission issues its final rules.

出所:米 SEC

紛争フリー鉱物

長年にわたり紛争が続いているアフリカのコンゴ共和国やその周辺では、鉱物(金、タングステン、スズ、及び tantalum)の採掘が武装勢力の資金源になっている場合が多くみられます。同法の中には紛争フリー鉱物の条項があり、2012年8月に詳細な内容が明らかになりました。同法によると、米国株式市場に上場している企業は、



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



2013 年から金、タングステン、スズ及びタンタラムを含む自社製品に関し、それらの鉱物が紛争地域由来(コンゴ共和国及び周辺地域)であるか否かの調査をし、その結果を開示する必要があるとしています。米国上場企業でない場合でも、それらの企業との取引関係にある場合は顧客から調査依頼が来る可能性が予測されます。規制実施に関し難しいポイントは、コンゴ地域由来の対象鉱物の全てが必ずしも武力勢力の資金源とされているわけではないことです。つまりコンゴ由来の場合はデューデリジェンスを行い情報開示する事だけが現時点でのルールではありますが、今後の更なる規制を見越して、対象地域由来の鉱物を完全に避ける企業も出てくるでしょう。



OECD 紛争鉱物ガイドンス

これは OECD 機構各国やアフリカ大湖地域国際会議(ICGLR)国(アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ケニヤ、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアなど)や企業、市民団体など多様なステークホルダーが協議し開発された、紛争鉱物サプライチェーンデューデリジェンスガイドラインです。後に述べられる EICC を始め、様々な枠組みのデューデリジェンスの基礎となっています。

トレーサビリティの課題

業界によってはサプライチェーンが長く複雑な場合もあり、2012年9月に欧州で行われたEICC(電子・電気業界団体:ソニー、東芝、アップルなどのグローバル企業がメンバー)によるワークショップにおいても、サプライヤーからの調査に対するレスポンスの低さなどの課題が浮き彫りになりました。どちらかというとならばサプライチェーンの上流に位置する精錬所の紛争フリー鉱物認証の取得率の低さも問題を大きくしています。対象精錬所は約500ありますが、大部分は未取得であり、EICCは補助金の提供を通じ取得率を高める作戦を取っています。またEICC紛争フリー精錬所認証とLBMA(ロンドン地金協会)レスポンシブルゴールド及びRJC(レスポンシブル・ジュエリー・カウンシル)紛争センシティブソーシングが相互認証に合意し、重複監査を低減、トレーサビリティをより効率的に行える環境の整備を急いでいます。



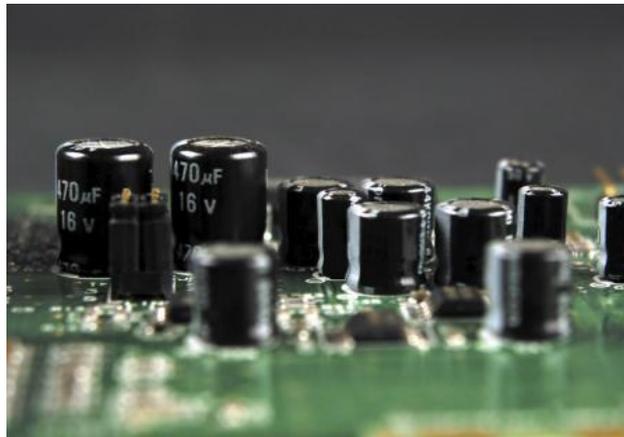
BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



12 February 2013



LBMA

EICC 以外にも、先に述べたように LBMA などもドット・フランク法の対応を急いでいます。ロンドン市場は世界で最古の金市場ですが、1987 年に LBMA として設立され日本企業もメンバーとして名を連ねています。組織の目的は基準やガイドライン作りなどを通じて金トレードのグッドプラクティスを広めることです。OECD ガイドラインの金補足セクションの開発にも関わっています。従って、LBMA は OECD ガイドラインを基にリスクベースデューデリジェンスという形で紛争鉱物フリー問題に対応しています。これまで述べてきたように、様々な組織のデューデリジェンスシステムとツールがありますが、現時点では一本化する方向にはないようです(相互認証の動きは加速)。

EICC 調査テンプレート

それではどうやってトレーサビリティ調査をすればいいのでしょうか。現在、EICC より 2012 年 12 月にアップデートされた調査表のテンプレートがウェブサイト上に公開されています。その他、調査時にサプライヤーに出すカバーレターテンプレートを日本語で提供しています。

			GeSI GLOBAL e-SUSTAINABILITY INITIATIVE
Click here for CFS Program Supporters			
Conflict Minerals Reporting Template & Dashboard			
The public release of the common multi-sector Conflict Minerals Reporting Template is now available. The training associated with the Template and Dashboard is currently only in English. EICC and GeSI will improve the training materials and add translated training as soon as possible over the next couple of months.			
Click the following links to download the Template, the Orientation presentation (which includes a link to download the Dashboard), and the Process Steps description to use the Dashboard:			
Conflict Minerals Reporting Template			
<ul style="list-style-type: none"> • EICC GeSI Conflict Minerals Reporting Template Version 2.01 • YouTube instruction video on how to complete the Conflict Minerals Reporting Template 			
Dashboard Tool (optional, for use with the Reporting Template)			

出所: EICC



BUSINESS VISION

BUREAU
VERITAS

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



CSR のトレンド

紛争鉱物に限らず、世界的な企業責任のトレンドとしてステークホルダーや当局からの環境保護、持続可能性、合法性や企業道徳に関する要求レベルが高くなっています。多くの場合、欧米で流れが始まり、法規制に落とし込まれ、全世界のビジネスに影響がカスケード的に広がっていくというパターンが多い。今後も様々な国々の法規制の影響が日本の企業に影響を与え続ける環境は変わらないと思われます。問題になるのが、社内の監査対応やトレーサビリティ関連業務などのリソース不足でしょう。そこでビューローベリタスでは、EICC の労働安全道徳に関する監査プログラムである VAP 監査やカスタマイズされた二者監査代行などの日本企業のニーズを満たすサービスを展開しています。詳しくは下記までご連絡下さい。

ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部 営業部 川手洋明

ビューローベリタスが提供するサービス(例)

紛争鉱物規制への対応～ビューローベリタスのソリューション(News! 2013/1/25up)

カスタマイズ監査: EICC 監査、サプライヤー監査など

EICC:

VAP 監査(Validated Audit Process)

AMA 監査(Auditee Managed Audit)

CMA 監査(Customer Manager Audit)

紛争鉱物を製品に含む場合の「紛争鉱物報告書」の第三者監査

【お問い合わせ先】

ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部 営業部

〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地シルクビル 2F

TEL: 045-651-4785 FAX: 045-641-4330

E-mail: scssales.yok@jp.bureauveritas.com